



セキュリティ製品の有効性検証における
試行対象製品の募集

公 募 要 領

2020年12月2日

独立行政法人 情報処理推進機構

目次

1. 概要	1
2. 応募資格	1
3. 応募書類作成要領	2
4. 応募要領	2
5. 審査方法等	3
6. その他	4
(別添 1) 個人情報の取扱いに関する特則	5
(別添 2) 特定個人情報の取扱いに関する特則	7
(別紙 1) 仕様書	10
(別紙 2) 暴力団排除に関する制約事項	13
(様式 2) 質問書	14
(様式 3) 応募書類受理票(控).....	15

※(様式 1) 応募用紙は別ファイル

1. 概要

1.1. 背景・目的

経済産業省の産業サイバーセキュリティ研究会 WG3 において、信頼できるセキュリティ製品（サービスを含む。以下、単に製品と呼ぶ。）と隠れたニーズを掘り起こし、ビジネスマッチングの場を提供することにより、セキュリティ産業の発展を目指すとしている¹。新型コロナウイルス感染拡大を契機に急速にデジタル化・IT化への期待が進む一方で、サイバー攻撃の脅威も日々洗練されており、セキュリティ製品への期待も高まっている。成熟したセキュリティ製品市場において海外製の製品が高いシェアを有している現在、日本で開発された新たなセキュリティ製品の市場参入を促進するためには、サイバー攻撃の脅威や対策動向等を踏まえ、これから重要性が高くなると考えられる製品分野を明らかにする必要があるとしている。また、その分野に該当する日本で開発されたセキュリティ製品について、有効性検証・実環境における試行導入検証を実施し、その内容を発信することで、ユーザーが日本で開発された製品を選定しやすい環境を構築するとしている。

これを受けて独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、実際にセキュリティ製品を検証し、結果を公表する「セキュリティ製品の有効性検証」の仕組みの構築に資する情報の整理を行う予定である。これに向けて、2019年9月に立ち上げた「サイバーセキュリティ検証基盤構築に向けた有識者会議²（以下「有識者会議」という。）」において、検証の具体的な試行を行うこととし、検証対象となる製品分野、検証方法などについて検討を進めてきた。昨年度の事業では、製品の有効性検証体制や手続き、評価結果の公開などにおける課題やあるべき姿を抽出することを目的に試行的な検証を行った。

今年度は、昨年度得られた知見等を踏まえて検証の仕組みを構築するとともに、その実効性を評価するため、試行的に有効性検証を実施する。今般、試行的な検証の題材としてご協力いただける製品を募集することとなった。

1.2. 公募の内容

今年度の試行的な検証の題材としてご協力いただける製品を募集する。製品に対して、別途選定した検証者が製品の有効性を検証し、検証結果を公表する。

1.3. スケジュール概観

本公募のスケジュール概観を表1に示す。

表1 スケジュール概観

イベント	スケジュール
公募期間	2020年12月2日(水)～2020年12月10日(木)
質問の受付 ※詳細は4.5を参照のこと。	2020年12月2日(水)～2020年12月4日(金)17時00分まで
応募書類の受付期間 ※詳細は4.4を参照のこと。	2020年12月8日(火)～2020年12月10日(木)17時00分まで
審査期間	2020年12月11日(金)～2020年12月18日(金)
採択結果の通知	2020年12月21日(月)頃(予定)
検証実施期間	2020年12月下旬～2021年2月中旬(予定)

2. 応募資格

検証製品の応募者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 日本国内に開発拠点を有していること。さらに、応募製品はこの拠点で製品開発されたものであること。
- (3) 応募製品は2015年12月以降に新規に市販された製品であること。ただし、販売元の関係会社等への移転、製品名称の変更、製品のバージョンアップなどは新規の市販とは認めない。

¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_cybersecurity/pdf/004_03_00.pdf

² <https://www.ipa.go.jp/security/economics/kensyokiban2019.html>

- (4) 効率的な試行検証の実施のために、検証者及びIPAとの連絡体制を構築すること。試行検証に関わるメンバーのリストを作成し、連絡の情報伝達順位を明確化すること。
- (5) 応募製品の技術・機能等を正しく理解したうえで検証方式を策定することを目的として、検証者及びIPAに対して、応募製品の技術責任者、開発責任者等を知らせ、必要に応じて相談できるようにすること。
- (6) 別紙2暴力団排除に関する誓約事項について、誓約する者であること。

3. 応募書類作成要領

応募者は、別紙1仕様書に基づいて応募書類を作成すること。

3.1. 応募用紙への記載事項

応募者は、別紙1仕様書の項目内容について、要求内容を十分に咀嚼した上で記載及び応募すること。

3.2. その他留意事項

- (1) 紙面で提出する応募用紙及び添付資料を、電子ファイルで電子媒体に保存して、併せて提出すること。電子ファイルは Microsoft Office 互換形式、もしくは PDF 形式で作成すること。記録媒体は、CD(-R)またはDVD(-R)とする。ただし、これに抛りがたい場合は4.3の担当部署まで申し出ること。
- (2) 記入にあたっては日本語で正確に記述すること。
- (3) 文字の大きさは10ポイント以上とする。
- (4) 書式設定は、用紙サイズはA4縦置き、横書き、左右に19mm以上の余白を設けること。
- (5) 文中の特殊な造語、略語、専門用語については、正式名称がある場合はそれとともに、判りやすい定義を初出の箇所に記述すること。

4. 応募要領

応募者は、この公募要領に基づいて応募書類を作成し、これを提出期限内に提出しなければならない。また、採択決定日前日までの間においてIPAから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4.1. 提出書類

(1) 提出する書類

応募に際して提出する書類(以下、応募書類と略記。)は以下のとおりとする。このうち①応募用紙及び添付資料、④応募用紙受理票については所定の様式に従って作成すること。

No.	提出書類		部数
①	応募用紙	【様式1】(別ファイル参照)	7部
②	応募用紙添付資料		7部
③	応募用紙及び添付資料(電子媒体)	-	1部
④	応募書類受理票	【様式3】	1部

(2) 提出された応募書類に係る秘密の保持

応募書類は検証製品の採択及び採択後の検証作業の為にのみ用い、IPAで厳重に管理する。

取得した個人情報については、採択のために利用するが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがある。

提供された個人情報は、上記の目的以外で利用することはない。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。)

(注意事項)

提出された応募書類の作成に要した経費については支払わない。また、受理した応募書類は採択結果に関わらず返却しない。

4.2. 提出期限

提出書類の受付期間及び提出期限は次のとおり。

- (1) 受付期間
2020年12月8日(火)から2020年12月10日(木)
持参の場合の受付時間は、10時00分から17時00分(12時30分～13時30分の間は除く)とする。
- (2) 提出期限
2020年12月10日(木)17時00分必着。
上記期限を過ぎた応募用紙等はいかなる理由があっても受け取らない。

4.3. 提出先

下記の担当部署に提出すること。

[担当部署]

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター

セキュリティ対策推進部 セキュリティ分析グループ 担当: 大島、島田

E-mail: isec-bunseki-kobo@ipa.go.jp

TEL: 03-5978-7530

なお、持参により提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス 13 階の IPA 総合受付を訪問すること。

4.4. 提出方法

- (1) 提出書類を持参により提出する場合
提出書類を封筒に入れ封緘し、その封皮に法人の商号又は名称、宛先(4.3 担当部署)を記載し、かつ、「セキュリティ製品の有効性検証における試行対象製品の募集に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。
- (2) 提出書類を郵便等(書留)により提出する場合
二重封筒とし、表封筒に「セキュリティ製品の有効性検証における試行対象製品の募集に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

4.5. 応募に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書(様式 2)に所定事項を記入の上、4.3 の担当部署まで電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間
2020年12月2日(水)から2020年12月4日(金)17時00分まで。
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。

5. 審査方法等

5.1. 審査方法

採択にあたっては、以下の手順に従い応募内容の審査を実施し決定する。

- (1) 書類審査
応募内容について、応募用紙等の書類審査を事務局にて実施し、検証対象候補製品を選定する。
- (2) 採択結果の決定及び通知について
(1)で選定された検証対象候補製品について、別途設置した有識者会議にて厳正に審査の上、検証対象製品を採択する。

いずれの応募についても応募内容が要件を満たさない場合は、採択を見合わせる場合がある。
採択結果については、2020年12月21日(月)頃に各応募者に通知する。

なお、下記を含む審査に係る情報の公開・公表、審査に関しての問合せには応じない。

- (1) 書類審査の審査基準
- (2) 検証対象候補製品の審査基準、検証対象製品の採択基準

- (3) 応募製品に関する情報
- (4) 応募者に関する情報
- (5) 検証対象候補製品に関する情報
- (6) 採択製品に関する情報

5.2. 採択件数

最大 2 製品を採択予定である。

6. その他

- (1) 応募者は、提出した応募用紙等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 製品選定にあたって、必要に応じて応募者に対してヒアリング等を実施する場合がある。
- (3) 応募できる製品は 1 企業・団体について 1 製品とする。
- (4) 1 企業・団体から複数の応募があった場合、応募製品とする 1 製品について事務局から問合せる。
- (5) 本試行検証において新たに作成された成果物は原則、IPA に帰属するものとする。
- (6) 本試行検証にて発生した事故・トラブル・機器の破損やその他の損害については、IPA の責めに帰す場合を除き、IPA は責任を負いかねる。
- (7) 本試行検証における個人情報の取扱いについては、(別添 1)個人情報の取扱いに関する特則、(別添 2) 特定個人情報の取扱いに関する特則に準ずるものとする。

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第 1 条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することができるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第 2 条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第 3 条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第 4 条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第 5 条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第 6 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第 7 条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第 4 条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了(本契約解除の場合を含む)したときは、個人情報に含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、

乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

- 2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

(再請負)

第 10 条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や收拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

特定個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第 1 条 本特則において、以下に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによるものとする。

一「個人情報」とは、乙が取扱う個人情報(「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。))第 2 条第 1 項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

二「個人番号」とは、請負業務において謝礼金受領者の個人番号(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。))第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

三「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

四「従業員」とは、乙の組織内において直接又は間接に乙の指揮監督を受けて乙の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)のみならず、乙との間の雇用関係にない者(取締役、監査役等)を含む。

五「第三者」とは、甲及び乙(甲及び乙の役員・従業員、及び本件業務に係る乙の再請負先組織を含む。)以外の全てのものをいう。

(責任者の選任)

第 2 条 乙は、特定個人情報を取扱う場合において、責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(特定個人情報の収集)

第 3 条 乙は、請負業務遂行のため特定個人情報を収集するときは、「個人情報保護法」及び「番号法」その他の法令に従い、適切かつ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第 4 条 乙は、特定個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、特定個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち特定個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても、特定個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(持ち出しの禁止)

第 5 条 乙は、特定個人情報を、乙の事務所の外へ持ち出してはならない。ただし、請負業務実施にあたり、必要な手続きを経て再請負契約を締結する場合を除く。

(目的外使用の禁止)

第 6 条 乙は、特定個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第 7 条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、特定個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(特定個人情報の管理)

第 8 条 乙は、特定個人情報を取り扱うにあたり、本特則第 4 条所定の防止措置に加えて、特定個人情報に対する不正アクセスまたは特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策

を講じなければならない。

- 2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
- 3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における特定個人情報の管理状況を調査することができる。
- 4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
- 5 乙は、業務に関して保管する特定個人情報について、甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(再請負の取扱い)

- 第9条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な特定個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で特定個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。又、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書の書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は本特則に基づき乙が負担する義務を逃れない。乙は自らの責任において、再請負先に対して、本契約で定められている乙の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(報告、資料の提出及び監査)

- 第10条 甲は、乙における本特則の遵守状況を確認するために必要な限度において、乙に対する書面による事前の通知により、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができる。この場合、乙は、請負業務の遂行に支障が生ずるときその他の正当な理由がある場合を除き、甲の求めに応じるものとする。
- 2 前項の報告、資料の提出又は監査の受入れにあたり、乙は甲に対して、乙の営業秘密(不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。)に関する秘密保持義務等について定めた秘密保持契約の締結を求めることができるものとする。
 - 3 甲は、監査のために乙の事業所又はコンピュータセンター等への入館が必要となる場合、乙所定の事務処理及び入退館等に関する規則に従うものとする。

(改善の指示)

- 第11条 甲は、前条による報告、資料の提出を受け、又は監査を実施した結果、乙において特定個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第12条 乙において特定個人情報に対する不正アクセス又は特定個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により乙に提示しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、事故によって特定個人情報の本人が被る権利利益の侵害の状況、事故の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。
 - 3 第1項の事故が乙の本契約の違反に起因する場合において、甲が、被害を被った本人等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
 - 4 第1項の事故が乙の本契約の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前2項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従わなければならない。

(特定個人情報の返却等)

第 13 条 乙は、甲から要請があったとき、又は、請負業務が終了(本契約解除の場合を含む。)したときは、特定個人情報(その複製物を含む。)の全部を本人に返却し、記録媒体から削除し、復元できない状態にしなければならない。

2 乙は、前項による特定個人情報の削除を実施した場合には、その証明書を本人に提出することとする。

以上

仕様書

セキュリティ製品の有効性検証における 試行対象製品の募集

実施内容(仕様書)

独立行政法人情報処理推進機構

実施内容(仕様書)

1. 件名

セキュリティ製品の有効性検証における試行対象製品の募集

2. 背景・目的

経済産業省の産業サイバーセキュリティ研究会 WG3 において、信頼できるセキュリティ製品(サービスを含む。以下、単に製品と呼ぶ。)と隠れたニーズを掘り起こし、ビジネスマッチングの場を提供することにより、セキュリティ産業の発展を目指すとしている³。新型コロナウイルス感染拡大を契機に急速にデジタル化・IT化への期待が進む一方で、サイバー攻撃の脅威も日々洗練されており、セキュリティ製品への期待も高まっている。成熟したセキュリティ製品市場において海外製の製品が高いシェアを有している現在、日本で開発された新たなセキュリティ製品の市場参入を促進するためには、サイバー攻撃の脅威や対策動向等を踏まえ、これから重要性が高くなると考えられる製品分野を明らかにする必要があるとしている。また、その分野に該当する日本で開発されたセキュリティ製品について、有効性検証・実環境における試行導入検証を実施し、その内容を発信することで、ユーザーが日本で開発された製品を選定しやすい環境を構築するとしている。

これを受けて独立行政法人情報処理推進機構(以下「IPA」という。)は、実際にセキュリティ製品を検証し、結果を公表する「セキュリティ製品の有効性検証」の仕組みの構築に資する情報の整理を行う予定である。これに向けて、2019年9月に立ち上げた「サイバーセキュリティ検証基盤構築に向けた有識者会議」⁴(以下「有識者会議」という。))において、検証の具体的な試行を行うこととし、検証対象となる製品分野、検証方法などについて検討を進めてきた。昨年度の事業では、製品の有効性検証体制や手続き、評価結果の公開などにおける課題やあるべき姿を抽出することを目的に試行的な検証を行った。

今年度は、昨年度得られた知見等を踏まえて検証の仕組みを構築するとともに、その実効性を評価するため、試行的に有効性検証を実施する。今般、試行的な検証の題材としてご協力いただける製品を募集することとなった。

3. 実施内容

3.1 試行検証について

(1) 試行検証の目的

今回の試行検証では、検証の仕組みを構築するとともに、その実効性を評価するために有効性検証を実施する。

(2) 試行検証で応募者が実施すべき作業内容

① 検証方法の調整

- 別途選定した検証者と、どのような検証項目をどのような方法で検証するか協議し、検証方法について合意を得る。

② 検証の実施

- 応募者は検証者が指定する環境に、指定された期間対象製品を設置・導入し、検証実施に必要な設定・調整作業を実施する。

③ 検証結果の公表内容の調整

- ②の検証結果の評価については、有識者会議が行う。
- 検証結果は応募者にフィードバックされる。有識者会議・検証者、応募者の双方が同意した内容についてのみ公表する。
- 上記調整した公表内容の公表の仕方、応募者の広報活動への利用方法などについては別途

³ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_cybersecurity/pdf/004_03_00.pdf

⁴ <https://www.ipa.go.jp/security/economics/kensyokiban2019.html>

協議の上決定する。

4. 応募者に求める協力事項

応募者は本検証の実施にあたって、下記事項について協力すること。

- (1) 対象製品、付属物、検証用データ、利用環境等、検証に関して検証者が必要とする物品等が無償で提供すること。
- (2) 製品のインストール、初期設定、操作・利用の指導、検証作業中に判明する不明事項への問合せ、検証作業に対する支援などの役務を、検証期間中(2020年12月下旬から2021年2月中旬(予定))の間、無償で、必要に応じて即座に提供すること。
- (3) 本検証を効率的に実施するために、検証者及びIPAとの連絡体制を構築すること。
- (4) 応募製品の技術・機能等を正しく理解したうえで検証方式を策定することを目的として、検証者及びIPAに対して、応募製品の技術責任者、開発責任者等を知らせ、必要に応じて相談できるようにすること。
- (5) 本検証の実施にあたって、応募者と検証者、IPAとの間で秘密保持契約の締結を求めないこと。

5. 公募する製品について

有識者会議にて重要分野と選定した下記の分野に該当し、日本国内にて製品開発された製品を検証対象とする。

(1) 脅威の可視化

エンドユーザーやシステム管理者などが晒されているセキュリティ上の脅威を可視化することに資する製品。下記の機能等を想定する。

- ① マルウェアの感染などによる不審な内部通信の発生を捉え、通知する
- ② 通信フローを監視し、定常時とは異なる状況を検知した場合に通知する

(2) 脆弱性の可視化

OS、ファームウェア、ソフトウェアに含まれる脆弱性を検出し、検出した脆弱性の対策の優先度付けや対策状況を管理することで、脆弱性の可視化に資する製品。下記の機能等を想定する。

- ① 製品を構成しているオープンソースソフトウェア(以下、OSS)に内在する脆弱性の検出とリスク評価を自動で行い、対策の優先度をつけて表示する
- ② 発見された脆弱性が内在する OSS を含んだシステム、アプリケーションなどの対策状況を組織単位、ソフトウェア単位などで表示・管理する

(3) IT 資産の認証/検証

IT 資産に関する様々な情報(端末情報、OS、アプリ、バージョン、セキュリティパッチ等)に基づいてその信頼性を判断し、認証/検証する製品。下記の機能等を想定している。

- ① アクセスした端末の真正性(正当性)を判断し、不正な端末の接続を拒否・通知する
- ② IT 資産におけるアクセスログや操作ログ等を自動で収集し、動作の正当性を検証する

なお、当該製品は、有識者会議にて選定した下記のキーワードに関連するものであることが望ましい。

- ① テレワーク
- ② IoT

また本事業の主旨から、商用利用可能な OSS や無償ツール等は応募の対象外とする。既に市販しているものに限る。

6. 検証実施期間

2020年12月下旬から2021年2月中旬(予定)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、応募書類の提出をもって誓約します。

2020 年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 セキュリティ分析グループ 担当者殿

質 問 書

「セキュリティ製品の有効性検証における試行対象製品の募集」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。)また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

応募書類受理票(控)

応募書類受理番号 _____

件 名:「セキュリティ製品の有効性検証における試行対象製品の募集」

【応募者記載欄】

提出年月日: 2020年 月 日
法人名:
所在地: 〒
担当者: 所属・役職名
氏名
TEL
FAX
E-Mail

【IPA担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無
①	応募用紙	7部	
②	応募用紙添付資料	7部	
③	応募用紙及び添付資料(電子媒体)	1部	
④	応募書類受理票	1部	

----- 切り取り -----

応募書類受理番号 _____

応募書類受理票

2020年 月 日

件 名:セキュリティ製品の有効性検証における試行対象製品の募集

法人名(応募者が記載): _____

担当者名(応募者が記載): _____ 殿

貴殿から提出された標記提出書類を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター セキュリティ対策推進部
セキュリティ分析グループ

担当者名:

Ⓜ